

京都市告示第504号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和9年3月31日まで次の者を公金収納受託者として、公金の徴収事務を受託しました。

令和6年11月15日

京都市長 松井孝治

公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	委託をする徴収事務の内容	住所
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 会長 高屋 宏章	ひと・まち交流館京都の共用 部分に係る公金の徴収及び 収納事務	京都市下京区西木屋町通上ノ 口上る梅湊町83番地の1

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)